

府 子 本 第 1 8 号  
令 和 4 年 1 月 1 4 日

各 都道府県知事 殿

内 閣 総 理 大 臣

令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」により行うこととし、令和3年12月20日から適用することとしたので通知する。

なお、各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含む。）に対してこの旨通知されたい。

## 令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱

### (通則)

- 1 令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この交付金は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

- 3 内閣総理大臣（以下「大臣」という。）は、以下の事業を実施するための経費のうち、交付金交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

交付対象経費の区分及び補助率は別表のとおりとする。

#### (1) 保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業

市町村（特別区を含む。以下同じ。）が行う「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け府子本第1203号）に基づく事業

#### (2) 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業

市町村が行う「放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施について」（令和3年12月23日付け子発1223第1号）に基づく事業

#### (3) 実施円滑化事業

(1)及び(2)の事業の実施を円滑に進めるため、都道府県及び市町村において必要となる事務及びシステム改修等に対して補助する事業

### (交付額の算定方法)

- 4 交付金の交付額は、次により算定された額とする。
  - (1) 別表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(申請手続)

5 交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(2)により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)から交付申請書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときはこれを取りまとめの上、別紙様式1による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長の場合

市町村長は、交付金の交付を受けようとするときは、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(変更申請手続)

6 都道府県知事及び市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に準じて、別に定める日までに大臣に提出して行うものとする。

(交付決定)

7 この交付金の交付の決定は、次により行うものとする。

(1) 3の(3)(都道府県が行うものに限る。)の事業に係る交付金の交付決定又は決定の変更は、交付申請書又は変更交付申請書(以下「交付申請書等」という。)が到達した日から起算して原則として1か月以内に大臣が行うものとする。

(2) 3の(1)、(2)及び(3)(市町村が行うものに限る。)の事業に係る交付金の交付決定又は決定の変更は、次により行うものとする。

ア 大臣は、交付申請書等が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付決定又は決定の変更を行うものとする。

イ 都道府県知事は、大臣から交付決定の通知の依頼があったときは、別紙様式3により、決定の変更の通知の依頼があったときは、別紙様式4により、市町村に対し、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。

(事業の中止又は廃止)

8 都道府県知事等は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに大臣の承認を受けなければならない。

(事業遅延の届出)

9 都道府県知事等は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

(申請の取下げ)

- 10 都道府県知事等は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

- 11 大臣は、交付金について必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

- 12 交付金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事の場合

都道府県知事は、別紙様式5による事業実績報告書に関係書類を添えて、令和4年4月10日(8により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに、大臣に提出するものとする。

また、都道府県知事は、(2)により、市町村長から事業実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは取りまとめの上、別紙様式5に关系書類を添えて、別に定める日までに大臣に提出するものとする。

(2) 市町村長の場合

市町村長は、別紙様式6による事業実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

- 13 交付金の額の確定の通知は、次により行うものとする。

(1) 12の(1)による交付金の額の確定の通知は、大臣が行うものとする。

(2) 12の(2)の場合について、都道府県知事は、市町村に係る交付金について、大臣から交付額の確定通知依頼があったときは、市町村長に対し、別紙様式7により速やかに確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

- 14 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(事業実績報告の訂正)

- 15 事業実績報告の訂正は、大臣が額の確定を終了した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する事由が生じた場合に行うものとし、12に定める報告手続に準じて、速やかに大臣に提出して行うものとする。

(財産の管理等)

- 16 都道府県知事等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産の処分の制限)

- 17 都道府県知事等は、事業により取得し、又は効用の増加した単価 50 万円以上の機械、器具及びその他財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

都道府県知事等は、大臣が別に定める期間を経過する期間中において、処分を制限された財産を処分するときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付金の経理)

- 18 都道府県知事等は、交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 8 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額)

- 19 都道府県知事等は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式 9 により速やかに大臣に報告しなければならない。

大臣に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(その他)

- 20 特別の事情により、4、5、6、12 及び 15 に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別表)

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
保育士等処遇改善臨時特例交付金	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業	<p>施設・事業所ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>1. 賃金改善部分 補助基準額（別添） ×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※） ×事業実施月数</p> <p>2. 国家公務員給与改定対応部分 補助基準額（別添） ×令和3年度年齢別平均利用児童数（見込）（※） ×事業実施月数</p> <p>※ 令和3年度における各月初日の利用児童数（広域利用の児童数を含む。）の総数を12で除して得た数をいう。なお、算出に当たっては、令和3年12月までは実績値とし、令和4年1月以降は推計値とする。推計値の算出に当たっては、過去の実績等を勘案し、実態に沿ったものとする。</p>	保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10/10
	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業	<p>支援の単位ごとに次により算出された額の合計額</p> <p>11,000円×賃金改善対象者数（※） ×事業実施月数</p> <p>※ 「賃金改善対象者数」とは、賃金改善を行う常勤職員数に、1ヶ月当たりの勤務時間数を就業規則等で定めた常勤の1ヶ月当たりの勤務時間数で除した非常勤職員数（常勤換算）を加えたものをいう。なお、「賃金改善対象者数」については令和4年2月1日現在で放課後児童クラブに</p>	放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業の実施に必要な経費	10/10

		勤務している職員により算出すること。ただし、3月以降に新規採用等により、賃金改善対象者数の増加が見込まれる場合には、適宜賃金対象者数に反映し、算出すること。		
	実施円滑化事業	1. 都道府県分 1 自治体当たり 500,000 円 2. 市区町村分 (1) 指定都市 1 自治体当たり 10,000,000 円 (2) 中核市・特別区 1 自治体当たり 2,500,000 円 (3) 市 1 自治体当たり 500,000 円 (4) 町村 1 自治体当たり 300,000 円	実施円滑化事業の実施に必要な経費	10/10